

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 4 年 8 月 3 1 日

鳥羽市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされている。

鳥羽市の農業構造については、大きくは半農半漁の海岸地域と稲作中心の内陸部に分けられるが、近年の一層の兼業化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうしたなかで、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

意欲的な農業者に対しては、現在実施している鳥羽市農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手、受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、農地の効率的な利用に向けその集積を促進するため、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業等を進める。

一方、中山間地域である鏡浦地区を中心に農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地や鳥獣被害の酷い農地が遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

以上のような観点から、特に鏡浦、長岡、加茂地区においては、農地の一体的管理を行う主体として、当面、集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図るとともに、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、鳥羽市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和 4 年 3 月)	802.3 ha	109.9 ha	13.7 %
3 年後の目標 (令和 7 年 3 月)		109.0 ha	13.6 %
目 標 (令和 10 年 3 月)		108.0 ha	13.5 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、農業委員会の合意を得る等、現況に応じて慎重に「非農地判断」の検討を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和 4 年 3 月)	802.3 ha	4.7 ha	0.6 %
3 年後の目標 (令和 7 年 3 月)		6.7 ha	0.8 %
目 標 (令和 10 年 3 月)		8.7 ha	1.1 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」への参加について

- 農業委員会として、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に参加する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等について農地の出し手と受け手の意向を踏

まえた利用集積を推進する。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整や利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和4年3月）	0 人 (0 ha)	0 法人 (0 ha)
3年後の目標 （令和7年3月）	1 人 (0.16 ha)	1 法人 (36 ha)
目 標 （令和10年3月）	1 人 (0.16 ha)	1 法人 (36 ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 県・市・県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、担い手として育てる役割を担う。